

午後 2 時 00 分 開会

議長 ただいまの出席委員は 12 人中 11 名です。定足数に達しております。第 18 回新城市農業委員会を開会します。  
日程第 1 の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。  
7 番委員、8 番委員 にお願ひします。  
次に、日程第 2 の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第 86 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第 86 号議案について説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。所有権移転 16 件です。お手元の「農地法第 3 条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3 ページをご覧ください。

申請番号 1 番

親戚の農地を引き継ぐため、無償譲渡により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 8 年・8 年で、年間従事予定日数は 180 日・180 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 282 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 2 番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 30 年・30 年、年間従事予定日数は 150 日・10 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 6,737.71 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、自家用野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 3 番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。  
農業従事者は、本人・妻・長男がおり、農作業歴は 50 年・50 年・25 年、年間従事予定日数は 100 日・150 日・50 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 10 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 14,043.92 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、水稲の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 4 番

譲受人の新規就農ため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・妻・長男・三男がおり、農作業歴は皆 6 年で、年間従事予定日数は 80 日・80 日・20 日・20 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有及び購入の予定をしています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 5 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,864 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、キャベツ・白菜・夏野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号 5 番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・長男及びその他労働力として 5 名を予定しており、農作業歴 60 年・20 年、年間従事予定日数は 300 日・20 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 62,097.17 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号 6 番

譲受人の自己所有地と一体で管理するため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人と別居の娘が月に半分は来て一緒に作業をしています。本人の農作業歴は 60 年、年間従事予定日数は 60 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 6 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 8,850.15 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号 7 番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 0 年、年間従事予定日数は 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 355 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、野菜・根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号 8 番

譲受人の自己所有地と一体で管理するため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 40 年・38 年、年間従事予定日数は 180 日・60 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 17,302 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号 9 番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・長男・母がおり、農作業歴は 30 年・25 年・3 年・40 年、年間従事予定日数は 150 日・120 日・250 日・150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 21,726.76 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、茄子・さつまいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号 10 番

譲受人の新規就農ため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 20 年、年間従事予定日数は 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 5 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 798 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、ブルーベリーの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号 11 番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 54 年・46 年、年間従事予定日数は 100 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有して

います。申請地は耕作者の自宅から自動車で8分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は28,385.03㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号12番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。同時申請として、転用目的が養蜂場である農地法5条の申請が提出されています。

農業従事者は、本人のみですが、その他協力者として家族等を含め5~6名を予定しており、農作業歴は50年年、年間従事予定日数は300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で20分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は45,448.76㎡です。権利取得後は、養蜂のための蜜源植物の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号13番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は20年・13年、年間従事予定日数は320日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2~3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は17,010㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号14番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は30年、年間従事予定日数は180日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は5,821㎡です。権利取得後は、茄子、南瓜、さつま芋の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号15番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は3年、年間従事予定日数は100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で55分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は158㎡です。権利取得後は、じゃがいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号16番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は3年・0年、年間従事予定日数は100日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,313㎡です。権利取得後は、ブルーベリー、旬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番から16番について、許可することを原案といたします。  
第86号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>申請番号12番についてですが、豊川用水路（畑）というのは、豊川用水路の所有者は豊川用水路ではないかというのが一点と、84歳で経営面積が4町5反（豊川市など近隣市町村にも農地があると伺っていますが）あるので、どのような経営状態でやっていくのかを詳しく教えてほしいです。養蜂というと、どのような花草の種類を栽培するのもか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>登記が豊川用水路で現況が畑、現況が畑なので、農地法の手続きを経てから法務局での所有権移転の手続きを行う必要があるからです。登記上豊川用水路という名前ですが、実際には畑であり内部に管が入っています。 蜜源作物には、シロツメクサやビビーツリーなどを栽培し、蜜を集めます。家族を含め複数人で経営を行っています。 現状、豊川市でもかぼちゃの栽培、養蜂をやっているの、養蜂自体初めてということではないです。</p>
議長	<p>それでは、採決を取りたいと思います。第86号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>（賛成多数） 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第87号議案の農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第87号議案について説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。所有権移転10件、使用貸借権設定1件の計11件です。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。</p> <p>申請番号1番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地に近接し、一団となる農地の規模が10ha未満に属する農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、沈砂池を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま。</p> <p>申請番号2番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、沈砂池を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、ノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま。</p> <p>申請番号3番。無償譲渡により、駐車場・進入路へ転用するものです。農地法の許可を</p>

得ずに駐車場として利用していたことから、始末書が添付されております。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場・進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請番号4番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、ノンフィット案件ですが、申請者が経産省より小売電気事業者認定された事業者となります。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請番号5番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、波板を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、ノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請番号6番。売買により、駐車場として転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で賄う計画で預金通帳の写しが添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、浸透柵を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請番号7番。売買により、駐車場として転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で賄う計画で預金通帳の写しが添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請番号8番。売買により、駐車場・進入路へ転用するものです。農地法の許可を得ずに駐車場として利用していたことから、始末書が添付されております。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場・進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号9番。売買により、駐車場として転用するものです。農地法の許可を得ずに砕石を敷いていたことから、始末書が添付されております。

農地区分は、区分表の第2種農地③判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で賄う計画で残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号10番。使用貸借権設定により、用地かさ上げを目的とする残土埋立場として一時転用するものです。表層は山土で覆い、畑地として用地返却する予定です。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で賄う計画で残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号11番。売買により、養蜂場用地として転用するものです。農地法の許可を得ずに養蜂場用地として利用していた事から、始末書が添付されております。

農地区分は、農用地区域内農地判断しました。「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画で指定された用途に供するもの：農業用施設用地」に該当しますので、農用地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で賄う計画で預金通帳の写しが添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、素掘り側溝を設け、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

事務局 以上、第87号議案11件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

推進委員 10ページの9番ですが、今回の申請の出てきた4件はすでに整備済み始末書が添付されているとのことですが、工期が将来の期日になっているのはどうでしょうか。

事務局 書き方が悪くわかりにくかったかもしれませんが、こちらは申請者の父が自らの土地を整備していた案件です。砂利敷があるままで相続され、その農地を余らせてしまっていて、この砂利を利用しつつ第三者に渡す内容です。ほかの件は、受人側が他の人の土地を長年占有していたため、このような記載となりました。

事務局 採決を取りたいと思います。第87号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

議長 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長 つづいて、第88号議案の改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による

<p>事務局</p>	<p>利用集積計画案に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは第 88 号議案について説明させていただきます。 改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定 28 件、賃借権設定 7 件であり、そのうち 21 件が新規設定です。 議案書 12 ページをご覧ください。 議案書のとおり説明。</p> <p>申請番号 18 番から 30 番は更新案件です。 つづいて、申請番号 31 番から 35 番は中間管理事業による転貸の案件です。 以上、番号 1 番から 35 番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、 第 88 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご発言もありません。では、採決を取りたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>第 88 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>つづいて、第 89 号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第 89 号議案についてご説明いたします。 農業振興地域の整備計画見直しについて、今回は除外が 1 件になります。合わせて、別添の農用地区の位置図資料をご覧ください。</p> <p>番号 1 番、別添図版は 1 ページからになります。 申し出者、申し出地は記載のとおり。 この案件は、作手白鳥地内の田 1 筆、982 ㎡を資材置場兼駐車場として申し出るものになります。 申出者は、市内に本社を構え、土木工事業を経営しております。 近年では新城市作手地内で土木、山林造成の現場請負が増加しており、本社のある場所からは遠隔地となるため、資材調達管理の合理化を図るために作手地内での土地を探すこととしました。 土地の選定にあたっては、申出者が所有する作手地内の土地は、傾斜地、既に建屋が建っているなど、資材置場としての敷地を確保することが困難であったため、同地域内に位置し、道路条件がよく、大型資材の配置が可能な平坦地を条件に探していたところ本申出地の地権者との合意が得られたため本申出に至ったものです。 なお、計画に際し、申出地のみでの面積では資材置場兼駐車場として狭小であるため、隣接する田 472 ㎡および原野 48 ㎡と併用した 1,502 ㎡にて利用するものです。 申出地は農用地区域の周辺部であり、除外後農用地の集団性を損なわず、効率的・総合的利用への支障がないこと。また、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められますことから、許可相当とすることを原案といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。</p>

	<p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第 89 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第 90 号議案の令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和 7 年度最適化活動の目標の設定等に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 90 号議案、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」及び「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」に対する意見の決定についてご説明をさせていただきます。 はじめに、令和 6 年度の実施状況について主な点を説明させていただきます。別添の「90 号議案資料①」をご覧ください。</p> <p>1 枚目は農業委員会の状況になります。こちらは令和 6 年 4 月 1 日時点の農業委員の体制や本市の農家・農地の概要などのデータが記載されているものです。 裏面をご覧ください。 こちらは最適化活動の令和 6 年度の当初目標と実績が記載されております。(1)の「農地の集積」につきまして、記載されております集積面積とは認定農業者等が農地を借り入れた農地の合計を表しております。 実績としましては、農林業公社しんしろから提供いただきました数値となりまして、15.9ha 増の 360ha となります。 (2)の「遊休農地の発生防止・解消」につきましては、「非農地判定」等により遊休農地は減少しているものの ha 単位での表記として影響するほどの面積には至っておりません。なお、遊休農地について、農家台帳との突合を行ったところ、既に農家台帳から消えている土地が多々ありまして、そちらを整理したため遊休農地としては 6.4ha 減少となっております。 続きまして、(3)の「新規参入の促進」についてです。 令和 3 年度から令和 5 年度の現状及び、それを基とした令和 6 年度の権利移動面積目標。次のページには令和 6 年度の実績を記載しております。 令和 4 年度までは新規参入者や権利移動面積等、増加傾向にありましたが、令和 5 年度からは減少しております。令和 6 年度実績としましても、令和 5 年度に引き続き、資材・重油高騰などにより、全国的に新規就農者が減少傾向であり、目標数を下回る結果でした。</p> <p>「最適化活動の実績」ですが、日報にて皆様の日々の活動を確認させていただき、おおむね 6 日以上を達成しており、目標日数を満たしております。</p> <p>総評として、推進委員等の点検・評価結果ですがおおむね期待通りの結果であると判断します。 3 枚目の裏面をご覧ください。「事務の実施状況」です。令和 6 年度は総会を毎月開催しておりますので、定例会が 12 回ありました。農地法 3 条に基づく許可事務では、1 年間に 116 件許可処理しており、昨年より 28 件増加しております。農地転用に関する事務では、1 年間に 130 件を許可相当意見として処理しており、こちらも昨年より 9 件増加しております。</p> <p>続きまして、第 90 議案資料②をご覧ください。こちらは「令和 7 年度の最適化活動の目標設定等」となります。</p> <p>1 枚目表面は令和 7 年 4 月 1 日時点の農業委員会の状況です。記載内容としましては、各種機関で公表している数値となります。 なお、「農家・農地等の概要」については、今年度実施した農林業センサスの結果がまだ出ておりませんので、令和 2 年度のものとなっております。</p> <p>次に裏面をご覧ください。</p>

	<p>ここからが令和7年度における最適化活動の目標値になります。  「(1) 農地の集積」につきまして、表をご覧ください。現状としましては、3月末時点で360ha、集積率は13.6%です。中山間地域ですので、条件不利地が多く集積・集約化が進みづらいこともあり、このような数値となっております。</p> <p>「今年度の農地集積目標」は例年同様に10haを設定しています。  令和7年度より農地中間管理機構の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に一本化されますので、中間管理機構を介した貸し借り等が中心になっていくかと思われます。引き続き、農林業公社しんしろとの連携をはかりながら農地の利用集積等を図ってまいります。</p> <p>「(2) 遊休農地の解消」についてですが、令和7年4月1日時点で本市の農地面積2,650haのうち遊休農地となっている面積は40.2aあり、中には再生困難な農地も含まれています。このような農地に対する指導や非農地判断が引き続き必要となります。今年度も主に農用地区域の土地の遊休地に対して、所有者の意向調査や担い手への貸しつけを目標とし、また再生困難農地については、非農地判断を進めていきます。</p> <p>次のページになります。  「新規参入の促進」としまして、令和4年度から令和6年度までの実績を基に、今年度の目標値を立てており、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を24.3haとしております。</p> <p>中段辺りを御覧ください。  「最適化活動の活動目標」です。ひと月あたりの活動日数目標は昨年同様に6日としております。耕作放棄地の早期発見や違反転用を未然に防ぐことを目標とし、秋ごろに農地パトロールをいたします。また継続して日報の提出にご協力をお願いします。</p> <p>以上の内容を原案として提出いたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
推進委員	第90号資料1についての2ページの1最適化活動の成果目標の現状の集積率の%が違うと思うのですがどうでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。13%に修正させていただきます。申し訳ございませんでした。
推進委員	同じページの③実績の目標に対する達成状況の%もエクセルの計算式が間違っているのかもしれない。正しくは102%となるかと思えます。
事務局	すみません。一度県の計算式のフォーマットの見直しを行い、間違いがあった場合修正後提出を行いたいと思えます。
推進委員	加えて、4ページの③実績の目標に対する達成状況のみ%が小数点第一位まででないのですが、これはそういった書式なのでしょうか。
事務局	確かに、この部分だけ小数点が表示されていないのは不自然化と思われるので、愛知県に一度確認し、修正があればしたいと思います。
議長	ありがとうございました。確認してもらいますのでご了承いただきたいと思えます。その他ご発言等もありません。採決を取りたいと思えます。 第90号議案について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>(議案書のとおり説明)</p> <p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、第 18 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p> <p>午後 3 時 30 分議長は本会の閉会を宣した。</p>